地方公務員の給与改定の手順

○　人事委員会が置かれている団体（４７都道府県、２０指定都市、和歌山市及び特別区）においては、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

○　人事委員会が置かれていない団体（和歌山市以外の市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。

○　いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなる。



議会への給与条例提出前に賃金確定闘争の山場を設定し、労使間での交渉が行う。